

第26回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年7月11日（金）13時30分から15時30分

2 開催場所 大津市役所 新館7階 大会議室

3 出席農業委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	濱田	博之	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（0名）

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（5名）

小谷	弥三郎	委員
中井	正敏	委員
中村	清史	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員

6 説明員（2名）

農林水産課

7 傍 聴 人（0名）

8 議事日程

- 議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第115号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について
- 報告第140号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第141号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第142号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第143号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 報告第144号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
- 報告第145号 農地の転用事実等に関する照会について
- 協議事項1 農用地区域除外申請に係る現地調査について
- 協議事項2 農地利用最適化推進委員の定数について

9 事 務 局

事務局長、次長、係長、主査、主査

10 議事概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第26回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前からの議先番号順となっております。本日は、議席番号10番正田富美子委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

＜ 大津市農業委員憲章斉唱 ＞

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は、副会長の輪番制となっております。本日は、南部選出の副会長であります上野壽久委員にお願いいたします。この後の進行について、よろしくお願い申し上げます。

副 会 長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、村田省三委員が所用のため遅参されます。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございます。在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立して

おりますことをご報告申し上げます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 <会長挨拶>

副 会 長 ありがとうございます。
それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、着座のまま進めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願い申し上げます。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いを申し上げます。
議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。
大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

2 番 音 島 義 孝 委 員

3 番 大 伴 四 郎 左 衛 門 委 員

よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備えていますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは、次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

まず初めに、議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1 の和邇北浜につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員 6月23日に、僕と推進委員と、代理人と3人で立会いをさせていただきました。今回、この写真の畑を購入されるということなんですけど、この畑の

後ろに写っている家がこの譲受人さんのご実家になるそうで、今現在もお父さんがここの畑を管理されているということです。購入後も変わらず、このまま畑を継続するというごことばでございまして、問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の伊香立北在地町及び伊香立下在地町、No.3の伊香立生津町につきましては、地元委員より一括してご意見をお願いします。

委 員

まず、No.2の伊香立北在地町及び下在地町の土地なんですが、こちらに關しまして、7月3日、推進委員と私、そして申請人で立会いをさせていただきました。

こちらの土地なんですが、以前に一度審議いただいた内容ではございまして、同じような形にはなるんですけども、こちらのほうの農地に関しましては、地番でいきますと、6ページ目の3筆に関しては、現状きれいに管理されておりまして、水稻が植わっているところもありましたし、こちらはそのまま引き続き譲受人の方に引き継がれても問題ないかというふうに思ひます。

前回も争点となりました7ページ目にあります2筆です。こちらの農地なんですが、事務局からも説明がありましたとおり、1筆の圃場に対して複数名の方の所有者がおられて、前はそこに関しまして、3条の原則である自らが耕作及び受委託という点が争点となつてたんですけども、今回、こちらでも事務局から説明のありますとおり、受委託で行うということで一筆いただいておりますという形です。

2筆のうち1筆に関しましては、受委託を受けられる側の方にお話を聞いたところ、そういう話があったということで、裏取りじゃないですけども、そういう意見をいただいております。もう1筆に関しましては、こちらは集落営農が作業従事というか、農業をされてますんで、こちらの譲受人の方自体がまず組合員であるということで、作業受託という形が成り立つということで、今回に関しては、現状問題ないんじゃないかと判断いたします。

続きまして、No.3の伊香立生津町に關してですが、こちらでも7月3日に推進委員、そして申請人と私で現地確認いたしました。こちらに關しましては、写真を見ていただきましたとおり、もう水稻が既に植わっておりまして、管理もされております。周辺に關しましても迷惑のないような形でやられてましたので、こちらでも問題ないかと判断をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.4の下阪本六丁目につきましては、地元委員よりご意見を

お願いいたします。

委員 6月29日に、推進委員とこの現地を確認してまいりました。譲受人と、いわゆるこの無償贈与という譲り方なんですけど、贈与に至った理由をちょっと確認してきましたら、70年前から、この農地は要するに上の代から、70年前から親同士で約束で、僅かな農地やから、もうあんたに守りしてくれへんかということで、ずっと今まで70年間耕作してきた状態です。ただ、この現地のこの写真を見てみますと、手前が要するに譲渡人の土地なんですけど、何か勘違いしておられて、農業委員が見聞するまでは耕作したらあかんのちゃうかということで、そのまま放ってたということで、今までからずっとやってたらしいんです。それで、家も隣同士にあったんですけれども、70年ほど前に譲渡人が新しく家を新築されて、私も新しいところに家を引っ越ししたさかいに、あんたこの農地守ってくれへんかと、親同士の約束で今まできて、ほんでこの譲渡人が、親の納税義務が済んで、いろいろと自分の土地整理をする中で、この今の僅かな農地やけども、親の約束みたいやから、譲渡人に無償譲与しようとなっただけらしいんです。特段問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.5の膳所一丁目につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

この譲受人の〇〇という施設ですが、以前に大津市北大路のほうで、同じく畑を利用者が課外活動として作物を作るということで申請があって、許可されたところがありまして、そちらのほうもちょっと私、気になったので、この間、見に行ってきたんですが、畑を作っておられまして、その申請を許可したところは畑として使われておりました。それに伴い、市街化区域内の住宅地、周りは全て住宅で、農地が周りには見当たらないというようなところでありまして、この写真も木が生えておりまして、今のところ鬱蒼として茂っておりました。この場所へ入ったところ、蚊の群れにみんな襲われとるというような状況になっておりまして、柿の木が中にあると思うんですけど、それを除いては全て抜根すると、そして畑に戻すというようなことで、その一緒に作業をする方が役員さんと職員の中におられまして、その方を中心として、そういう作業を進めていきたいというふうなことで、北大路と同じように野菜を作りたいと思うので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げますということで、〇〇の代表者の〇〇さんと代理人の測量事務所、それと推進委員、それと私で現地の確認を行いましたので、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、No.6の千町三丁目につきましては、地元委員よりご意見を申し上げます。

- 委員 No.6 について報告いたします。
- 2筆の田んぼでございますけれども、去る6月8日の日に推進委員と譲受人、そして譲渡人立会いの下、現地調査を行いました結果を報告申し上げます。
- 譲受人は、既に近くの田んぼで、〇歳代と高齢ながら有機栽培による水稻あるいは野菜作りを40年にわたって行っておりまして、トラクターあるいは田植機、コンバインを所有、新しく取得いたします2枚の田んぼのうち、1枚は今年から水稻で、もう一枚は今年は野菜、来年からは稲作ということで、コシヒカリを中心に栽培したいということでした。きらみずきなど新品種、夏場に強い新品種等についても興味を示しておりまして、農作業に意欲的に取り組んでいる次第であります。したがって、この田んぼの付近は実は森林でございまして、耕作放棄地が目立つ地域でございまして、こうした方々の力によりまして耕作地が増えていくことを今後期待するところでもありますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
- 続きまして、No.7の枝二丁目につきましては、地元委員よりご意見を願います。
- 委員 譲渡人は、高齢のため、ほかにも農地をたくさん持っていたんですけど、高齢でできなくなったということで、従来からこの譲受人に耕作を依頼していました。この当該農地の周辺は、譲受人の耕作農地が多くて、この機会にもう売買によって譲り渡そうという話がまとまりまして、今回、売買の話がまとまった次第です。もう既に、写真見たら分かりますように、従来から譲受人が水稻を作っておられます。今回もちゃんと田植もできてます。そういう状況です。問題ないかと思しますので、ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
- 続きまして、No.8の新免二丁目につきましては、地元委員よりご意見を願います。
- 委員 8番の案件でございますけれども、6月23日に、私、それから担当の推進委員と相手方譲受人ご夫妻と、それに関係します不動産屋の方でお会いしました。
- 私そのときは知らなかったんですが、地図を見ていただきますと、当該地の横手左側に家が3棟あるんですが、これを本来売買したいということで、処理を委ねたバイヤーから、その〇〇の関係する不動産業者に依頼をして、それで今回、大津市の不動産業者に話があって、譲受人が譲り受けるということになります。

この土地は、その建物とこの田んぼが一团となっておりまして、耕作するにも真横でして、特にやりやすい状態であります。農業に対する意識も大変前向きに考えておられまして、これからちょっと、本来農機具は今持っておられないということですけども、ここに居住してから購入して、しっかりとこの300㎡の農地を継続してやっていきたいというような意思の確認をさせていただきました。

ということで、この水路の問題とかは、地元の農業組合等に話をしてくれということで、話を申し添えて確認させていただきました。特に問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員 またぶり返しの発言をしているようですが、No.2、3の伊香立の件なんですけども、実際、今の説明によると、全て受委託によって耕作をされると。ただ、この方は農業組合の中で、それは受委託組合か何かに加入しておられるだけで、メンバーというだけなんで、実際は自分がトラクターに乗ったりして田を耕うんするとか、田植機で田を植えるとかという作業はされているんですかね。恐らくはされてへんと思うんですね。みんなお任せの世界と思うんですけども。ただ、財政的に裕福な方で、不動産業も扱っておられる方で、いろいろとそれ以外にあっちやこっちの土地を買いに来られている方でもあるし。〇〇でもあるし。信頼はおけるんですけども、実際、これからお金さえ持ったら、農地を誰でも買えると。特に今、もう下限面積は外れますし、3年耕作という誓約書の在り方も外れますから、買うてすぐ1年後に転売をすることは可能やけども、ただここらは調整区域やからそんな話にはならないと思うけど。これからもし、今ちょっと話は飛躍しますけども、外人さんが伊香立の農地を買いたいと言うたときに、お金は何ぼうでも出すよと、そういうときになったら、この地元で農地を売って売買してっていうような機運になるんですかね。

委員 今いただきましたお話で、ちょっと時期は忘れたんですけども、国外の方が売買で一度あったと思うんです。そのときも一応問題なくて、市に登録してたと思いますし、今になると、青地の農地で地域計画がまずありますよね。その中で例えばそういう方が入ってきたときには、一応その地域計画を作っている、管理している農業組合であるとか、土地改良区の中では一度精査されると思うので、その際にそこでどうするという判断が一つできるかなというところですので。そこで地元の方が受け入れるのであれば、そこに関して農業委員の立場としては、もうそこは優先されるべきものであるかなというふうに思いますので、従うというか、それに伴った事務手続が進んでい

くんではないかなというふうには感じております。
以上です。

議 長 事務局、何かありますか。

事 務 局 3条の場合は、ご自身でやるか、受委託にするか、その2択で、その受委託というのは、3つポイントがございまして、まずその土地の所有者がその農地で何を育てるかという、その決定権を持っているというのが1つです。もう一つが、そこで採れた作物は、その土地の所有者に帰属するというのが2点目。最後、もし農作業を委託するのであれば、それに対する対価を支払う、これが3つで、この3つの要件を満たしていれば、人に渡しているわけではなく、自分でやっているというふうにみなせるとというのが一定、国のほうからも通知が出ておまして、今回また改めて案件が出てきたときに、県のほうに見解を求めました。正式に書面で回答いただきました。結果としては、例えばそこでできた農作物をお金を払う代わりに、ここでできた農作物を対価としてあなたにあげる、それは対価として認められるのかどうかというのが私疑問に思いましたので、聞かせていただいたところ、対価として問題ないというふうに書面による回答が返ってまいりました。ですので、私はこれまで対価というと基本的にお金ベースなのかなというふうに考えてたんですけども、そうではなく、もちろんお金も含まれるんですが、そこでできた農作物をお金の代わりにあなたに対価として渡すというのも問題ないというふうに一定正式に見解が示されたところでございます。

今回、この案件で、そこについては地元のその組合が、4名、地権者の方がいらっしゃるんですけども、現地は1枚の田ということで、営農組合がやっておられます。この左側の〇〇、これも隣の農地と一緒に借りている方の、そこから委託を受けている方が主になっているということで、その受委託というのが一定見解の幅が広がったことで、特設事務局としては問題がないというふうに認識をしております。

以上でございます。

議 長 〇〇委員、よろしいですか。

委 員 もうこれ以上申し上げても堂々巡りになると思うけども、今、説明受けたら、実際は地域計画、伊香立も今現状きちっとしておられるし、また10年先を読んでも、そんなところを見たら読めん話で。ただ、恐らく地域でもしこれが〇〇さんが全部ギブアップで放棄した場合は、やっぱり地域でもって責任を持って、土地改良なのか、もう面倒見たらという機運でやってこられたら問題ないんですけど、逆にもう全部耕作放棄地になってしもうたりして、今の受委託の契約も外れてしもうたら、その際、また地域計画を練り直してやっていかれるというようなことで、今、私、そういうふうに解釈しているん

ですけども、そういうことでよろしいですかね。もうそれ以上のことは論議しても、今、結論出ませんのでね。了解いたしました。

議 長 そのほかご意見、ご質問ございませんか。

委 員 すいません、事務局に質問です。

この下阪本の資料の中で、農機具のところで、事務局がレ点のチェックを入れてはるんでお聞きしたいんですけど、トラクター7馬力、1台とあるんですけど、7馬力のトラクターってどんなトラクターですか。7馬力のトラクターってあるんだと思って。

事 務 局 耕運機の間違いです。失礼しました。

委 員 恐らくは耕運機やと思いますよ。

事 務 局 はい、申し訳ございません。

委 員 トラクター、あるんやろうかなって、まず心配になって。すんません、余計なことですけど。

事 務 局 ありがとうございます。

議 長 トラクターでなくて耕運機。

事 務 局 耕運機だと言ったと思うんです。私のチェックが、はい。

議 長 訂正のほうをお願いします。

事 務 局 はい、また。

委 員 今、もう一遍、話は戻りますけど、その方の件ですけど、私の地区にも度々売買がありまして、それで先ほど説明があったとおりに、やっぱり地元の方がどう考えておられるかが一番重要になってくるんです。それで、そのときもほんでその地区の組合長とか、ある程度認識者というか、知識者というか、そのうちの有力な方に相談をかけました。やっぱり守りしてもらえんやったらありがたいと。それが一番やと。これ整備されるんやったら、多々あって、もう整備も誰もしないということで、買っただけのんならありがたい。あとまた、放棄されんと守りをしてもらっているというところで、話が結構あるわけです。だから、おっしゃったように、その地域がどう考えているか、先ほども言われているとおりに、もうそうなった場合に、次ど

うするかというのをやっぱり地元の方、農業委員としては地元の方によく説明しといたらいいかと私は思います。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
事務局のほう、そういう意見が出てますので、今後またその辺は注意してよろしく願いをします。

事 務 局 承知いたしました。

議 長 ほかよろしいですか。

(なしの声)

議 長 では、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りします。
No.1 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第113号No.2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手多数により、議案第113号No.3 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第113号No.4 は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第113号No.5 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第113号No.6 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第113号No.7 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.8 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第113号No.8 は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりました。6月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 No.1 からです。
6月24日に、地元委員と推進委員とで、譲受人と代理人と行っていただきまして現地確認を行いました。現地で僕行かせてもらって確認させてもらったのは、46ページの隣地関係図のところで、この今回の申請地の右側と左側に水路がありまして、上流のまた農地がありますので、そこから水が流れて

いまして、今後、購入されて利用するに当たって、定期的に草刈り等、管理して欲しいということで要望はお伝えさせていただきました。それ以外に関しては、事務局がおっしゃっていたとおりです。

続きまして、No.2です。

No.2については、同日なんですけど、農業委員と推進委員、代理人2名の方とで農地確認に行っていました。ここにつきまして、僕が確認させてもらったのは、55ページの周辺農地における営農の防除に関する説明のところで、隣接者から意見もありましたので、そのとおりにしていただけますかと確認はさせていただきました。

以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の南船路につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

今、一日立会委員から説明がありましたように、私と推進委員と関係者関係7名で現地を確認しました。先ほど一日立会委員もおっしゃったように、上流からの用水路ですね、その後、下のほうにはもう田畑がなく、道路も浜に近いところでございます。その業者が今いろいろと事業を拡大されてまして、45ページの写真の2番目に、その屋根の見える、そのところの農地のイメージも変わりまして、もう隣接地、事業の拡大のため、もう夏場になると2日か3日に1回はバスが何台も来てる状況で、もともと事業を拡大されております。そういうことで、ここの地区ですね、ほとんど圃場整備されているところがなく、もう農地を持つのが精いっぱい、次の代がなかなかないと、こういうふうに事業の方が利用されてもらえるのはありがたいというような話を多々聞いております。そういうことで、何ら問題はないかと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、No.2の桐生二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

この件につきましては、6月24日火曜日、一日立会委員と私、それから推進委員と事務局がおられました。相手方の代理人は土地家屋調査士ほか1名おられました。

現地は、公道に隣接する土地です。しかしながら、見ていただきますと、両側に水路はあるものの、水路という位置づけがないと。これは工事かどうかは分かりませんが、周辺を見ても事業水路というようなものがなく、こういう地域なのかなということで現地を確認をしています。

話を聞きますと、現状の水路はなくならん。特に上からの排水、排水は

もうできて、水路は特になくならないということで、特に水の土砂が流入するということもないというふうな感じでしたので、特に問題はないと考えました。その水路さえ確保して、水と維持管理さえすればというふうに現地では判断させていただきました。特に問題はないと考えますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
では、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 54ページの1筆は、大津市の田とか書いているんですけど、道路と書いているんですけど、それは53ページの店舗のカーブが斜めになってるところ、下のここがこの道路に、大津市と書いてありますが。

委員 これ多分、公道を拡幅をした際に分筆、当時して、その当時は大津市名義でやってると思います。ですから、この黄色の部分が今回転用しようとしているものであると思っております。ですから、これはその配置図であって、測量図ではありませんので、きちっと現地と合うかどうかというのは別の問題でありまして、この細いところでずっとあるのは、県道を拡幅したというふうに思っております。
以上です。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

議長 そのほか何かございますか。

(なしの声)

議長 では、ご意見、ご質問もないようですので、お諮りします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
 挙手全員により、議案第114号No.2は許可することに決定いたします。
 続きまして、議案第115号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見
 についてを議題といたします。
 なお、農業委員会に関する法律31条第1項の規定により、〇〇委員が利害
 関係人に該当しますので、ご退席をお願いいたします。

農林水産課 ただいま資料の1枚目の裏面にございます一覧表の差し替え資料をお配り
 をしております。

議 長 それでは、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 初めに、資料の訂正をさせていただきます。資料1の裏面の表の5番につ
 いて、住所表記に間違いがありました。「〇番地〇」でなく「〇番〇号」で
 す。修正後の資料はお配りしておりますのでそちらをご覧ください。
 議案第115号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について、一
 覧表8月30日公告予定の4件5筆、全て新規のご申請です。申請書、確認
 書、経営状況確認資料は地図の次に添付しております。
 最後に、資料の並び順について、ご意見を頂きたいと思います。慣例どお
 り、一覧表、地図一式、申請書類一式としておりますが、案件ごとに並べた
 方がよろしければ次回からそのようにさせていただきたいと思います。

議 長 ご意見ありますか。

委 員 これよろしいですか。
 これ意見を農業委員会に求めることになってるわけやな。いわゆるフロー
 チャートとしては。いわゆる自分とこが今受けて、これ中間管理機構に持っ
 ていくためには、一旦農業委員会に確認して意見を求めるというふうになっ
 とんやけど、これ俺も今、そういうなのは知っているけど、これを出されて
 意見でどんなことを期待する。意見、何か、どういう意見を出したらええ。

議 長 今のは、この資料の並びのことでご意見をという話やね。

農林水産課 すいません。補足させていただきます。すいません。

委 員 それが難しい。意見と言わんと。

農林水産課 今、先ほど説明しました中身、2つございます。

1つは、本題のほうの促進計画の案、この促進計画のこの貸借の手続に対して意見を願いますということで、この後、どういう意見を返しますっていうのについては、事務局のほうからご説明させていただきます。

もう一点、ちょっと蛇足になるかもしれないんですけども、この資料の並び順、一旦、これまでどおり地図のセットという、確認資料のセットと、ばらばらになってあるので、どれが何番か分かりにくいかもしれないというので、もしこの並び順にご意見があれば、こうしてほしいというのがあれば、併せて教えていただければということの説明をさせていただきました。

農林水産課 この表で言うと、地図が1、2、3、4、5、それから確認書類がその続きに1、2、3、4、5というふうについてます。地図1、確認資料1みたいな格好でセットしたほうが分かりやすかったら、次回からそういう流れを取りますというふうなことです。

以上でございます。

議 長 そしたら、事務局のほうで回答案の説明をお願いします。

事 務 局 <事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、先ほどの議案書に関してのご意見ございますか。

委 員 大津市利用集積等促進計画の案になっているから、要するに設定する権利、事業及びとか書いてる、その真ん中のところにある水田とか普通畑というんですか、に変わったんですね。前は田として利用とか書いてたんですけど、そういうのかと思って、この表で丸つけする場所というか、〇〇さんのところに水田、普通畑、そして括弧して畑と書いとかはりますけれど、こっちの案には普通畑というのがある、書いているので、これ意味分からへんというか、畑以外に何かほかにあるのか、あるんでしょうか。何か。

農林水産課 畑について、基本的には普通畑のことを指します。普通じゃない畑というのは、基本的にはというか、ないんです。これ自体は、中間管理事業のほうで呼び方を設定してまして、普通じゃない畑っていうものっていうと、あり得る選択肢としては、例えば介在畑とかみたいなものが存在するんですけども、基本、言うたらシステム上の表記っていうので、1筆単位で貸します。1筆まとめて1枚の用途っていうふうな格好の代表的な格好で設定されるものになっておりますので、介在畑の場合は、もう全部を畑と言いますので、普通畑が優先的に言われる格好になります。

今回、例えば申請書、〇〇さんの〇〇さんがお借りされる分について

は、申請の意図としては、全部畑で使うのでというふうな内容でしたので、普通畑として表記させていただきました。

委 員 括弧のところは、一体何を書く。

農林水産課 括弧のところには、田とか畑以外の、例えば今回で言う樹園地とかが上がってきます。

委 員 この方は、勝手に畑と書かれただけの話で。

農林水産課 はい。

委 員 はい、ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 確認書で、もう一回、確認書が出たんですけど、この委員のところは、多分別の推進委員さんが担当されていると思うんですよ。書類を見ると、農地利用最適化推進委員と印鑑を押して書かれているんです。こういう明記はやっぱり統一しといたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

農業委員が印鑑を押すんやったら、このままで書いてもろうて、それで推進委員なのに、そのままで農業委員として〇〇さんと書かれているのはどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

農林水産課 〇〇委員がおっしゃるとおり、表記については、確かに紛らわしい、下のほうの注意書きに、農業委員のところについては、推進委員でも構わないというふうに書いていますが、農業委員の方が確認されたのか、推進委員の方が確認されたのか、確かに分かりにくいというふうに思慮しますので、農林水産課で申請を受け付けた際にお聞きするようにしたいと思います。それでよろしいですか。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 そのほかございますか。

そうしましたら、先ほどの並びは、先ほど説明があったように、各申請ごとの形でよろしいですか。お諮りしてよろしいですか。

申請ごとに書類をつけていただいとる案でよろしいでしょうか。

事務局 恐らくですがけれども、申請書は、申請書の塊、複数枚あるときでも、申請書の塊としていかせてもらったほうが、セットとしては分かりやすいのかなというふうに思います。地図のほうについては、今現状では、複数申請が1枚の地図に表記しておけるものもございます。申請ごとに地図をつけさせてもらいたいと思いますので、どちらも複数のものがついている場合ですね、申請書で地図で、同じ地域でも、すぐ隣で別の申請があったら、別の申請書の塊、申請書、地図、確認資料、申請書、地図、確認資料というふうな格好の並びでセットさせていただければ、塊として見やすいかなというふうに思いますので、そのようにさせていただければと思います。

議長 それでは、よろしいですか。申請単位でお願いするということに賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議長 ありがとうございます。
全員挙手で、そうしましたら言われたとおりにお願いします。
あとは、説明はありましたので、回答案に対するご意見というのは別にございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、回答案に対するご意見ないようですので、お諮りします。
議案第115号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第115号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については回答案のとおり大津市長宛てに回答することに決定いたします。

それでは、これより再度、退室していただいた委員にお入りいただきます。

続きまして、報告案件をお願いします。

報告第140号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第141号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第142号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第143号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、報告第144号

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第145号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
 ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。
 報告第144号、契約上のあっせん希望というのはほとんどないねんね。

事 務 局 そうですね、はい。

議 長 これってというのは、全部自分でしはるということ。

事 務 局 はい、ここにあっせんはなしということは、ご自身が相続された後に、特にその3条とか、転用もそうですけれども、そういう3条のご希望がないということです。

議 長 よろしいですか。

 (なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、続きまして協議案件をお願いします。
 まずは、協議事項の1、農用地区域除外申請に係る現地調査についてを議題といたします。
 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項1の「農用地区域除外申請に係る現地調査について」ご説明します。

 農用地区域（青地）除外申請については、市の農林水産課が申請の窓口となっており、青地農地で転用が行われる際に、先に青地の除外が行われる手続きですが、この除外申請があった際に農業委員会として現地調査を実施するかどうかについて、ご意見をいただきたいと思います。

 1の現状ですが、除外申請の際には、関係部署への意見照会に加え、農業委員会にも意見照会が行われた上で、除外が行われるのですが、これまでは農林水産課からの青地除外に関する意見照会に対して、総会において書面のみで審議し、意見を返していました。

 青地の除外申請に関しては、その後の農地転用の許可申請を審議する際に、総会の中で多くの意見があがっていた事案もあり、転用が認められないものであれば、除外申請の段階から、そのような意見を出しておく必要があ

ります。

2の協議事項ですが、今後除外申請に係る意見照会がある場合には、除外がなされた後、農地法第4条、第5条の許可申請があることを想定して、総会に諮る前に現地調査を実施するようにしてはどうかと考えています。方法としては、転用申請での一日立会での現地調査と一緒に、地元農業委員等と現地調査を実施してはどうかと考えています。

また、現地調査を実施する場合、どのタイミングで確認に行くのかも協議しておきたいのですが、申請受付がされて農業委員会事務局を含む関係部署への意見照会があった後に、一日立会の現地調査で実施してはどうかと考えています。

3の手続きフローにあるように、農林水産課での事前相談や市の関係部署がチェックした後、④で農業委員会の意見照会が行われ、その後、県と協議がされた後に青地が除外されます。現地調査を実施する場合は、関係部署への意見照会がされた③のタイミングで実施を考えています。

青地の除外に関しては、4の除外要件にあるように、以下の6つの要件を全て満たす場合に認められるとなっており、農林水産課が申請時に確認した上で受付をしています。除外申請書の様式は2ページ以降に添付してありとおりです。申請様式は様式1号から様式6号を出すことになっており、最終ページにある様式6号が関係者の承諾書になっています。こちらのページにあるように申請時には地元関係者が承諾した上で、除外申請書が提出されることになっています。

青地の除外に関しては、年間で数件申請があがってきますが、大規模な除外案件が出てくることもありますので、除外申請の段階で農業委員会として現地確認をしておいてはどうかと考えますので、ご協議の程よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、現地調査をすることについてご意見、ご質問はございますか。

委員 あくまでも農林水産課がこれ所管するんですよね。

事務局 申請の受付窓口は農林水産課です。

委員 農業委員会として現地調査に行くと。

事務局 そうですね。意見を出すに当たっての現地を見た上で意見を返してはどうかという。

委員 農林水産課自体は見に行かはるんですか。

事務局 農林水産課自体は、基本的には現地調査はされてないんですけれども、そこは必要に応じて見に行くこともあるということで聞いてはおります。

委員 流れとして、農林水産課が今、変な話、見に行かず、それが出ました。こっち行きます。こっちが現地で調査します。意見を言います。でも、最終決定するのは農林水産課ですもんね。

事務局 そうですね。そこは農林水産課が。

委員 で、現地を見に行かないの。

事務局 全部が全部行けるわけではないということでは聞いております。

委員 何かちょっと責任の割合がおかしくないですか。

委員 それはそうやな。現地も見に行かんとな、最終判断を、農業委員会に現地確認のそれを信用してくれはる、それを丸のみしてくれはるんやから。それ行ってる、行ってへんて、審議にかける、かけへんの青地除外の分とごっちゃにして言うたらへんかな。審議にかけるようなでかい案件は全部見に行つとるはずですよ。写真つけて審議案件で出してこられるから、それ撮りに現地へ行ってますやんか。審議に今まで上がったやつは行つとるし、その資料を基に農業委員会として、事前に見に行つとくかどうかですか。

事務局 農業委員会としても現場はやっぱり見ておいたほうが意見も出しやすいんじゃないかというところで思ってます。

委員 それは、一日立会いのときについでに一緒に回ろうと。

事務局 そうですね。その案で今考えてますけれども。そこもやり方も含めて皆様のご意見は聞きたいとは思っています。

委員 これ申請の一番最後のこの関係者承諾書の中に、農業委員のところがあるから、事前に地元委員は確認しますよね。

事務局 そうですね。地元委員は全く知らないというわけではないです。申請されているので。

委員 ちょっとよろしい。

今、その現地調査という以前に、今おっしゃったように、様式6に農業委員が最初に印鑑を押すということが、私、以前にもこういう話をしたと思う

んです。これ申請が出てきてから現地に行くんですよ。

事務局 そうですね、はい。

委員 ですけど、この申請書の中、関係者の承諾書、いわゆる同意が要るわけです。これおかしいですよん。地元の一農業委員が、皆で議論をしないまでに、この印鑑を押してしまうという行為は、私はちょっとこれはおかしいと思うんです。前にもそう言うてたと思うんです。事前に地元の農業委員が認める、ほな元の農業委員は意見を出せないということになってしまうんですよ。それも、いつも同じ、いきなり持ってきてはるんですよ、業者さんが。それはやっぱり私は手順としておかしいと言うんです。やっぱり判断は農業委員全体で考えて、合意の下、行うと。これはやっぱり一番きれいな形やと思いますし、この様式は変えられないということかも分かりませんが、これは農林水産課あるいは県や国に対して、この様式は変えていただきたい。私はそう思います。

以上です。

事務局 そうですね。この様式自体は大津市が独自で決めている様式にはなりますので、ちょっと本日、総会の中でもそういったご意見があったことは農林水産課にもまたお伝えはしていきたいと思います。

議長 きちっと説明して、そういう意見がありましたということで、対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 あとよろしいですか。

委員 すいません。関係者の承諾書自体がこれ、土地改良区の理事長さんはええんやけど、農村まるごとのこの代表者が押さはるということは、対象地の青地を抜いても構へんていうことになったから、そのためにこれ市は掲げていると思うんやけど、そもそも抜いたら、交付金関係で期中では抜けへんはずなんです。ほんで、中山間の直払いもしかりで、2年度目、3年度目、抜いた場合は、1年度目、2年度目の費用を遡及返還せなあかんので、それも承諾するっていうために承諾印を取り付けよるんやろかとか、ありとあらゆることがあるので、いきなりこれを見せられて、どうですかって言われても、すぐ回答できるような案件じゃないと思うんですけど。

事務局 ちょっと今回、いろんな該当する場合、そういった交付金に該当するようなところすら、除外の必要がやむを得ない何かがあるとか、そういうなんを想定しておられるから、そこの辺がいろいろ農林水産課も考えておられるかもしれないんですけど、今、様式としては一応このようなところで、申請

書をつけた上で受け取っているというふうなところで聞いております。

委員　　これ私ら一日立会人で行ったとして、そのジャッジするときに、例えばこんだけの地域の責任者の方々が、土地改良の理事長なんかは特に認めてはったからね。もう青地の土地なんかは、土地改良がほとんど仕切っているような感じですよな、ほとんど。それから、ここにいる農業組合長ないし臨時所有者とか、もろもろの地域の方々が賛同した上で、実はじゃあ私、一日立会人になるなら見てきてよって言われたときに、いやいや、国の予算やら県の金が入ってくるまでは、圃場整備した農地の、たかだかこういう目的で、もったいないやないかと、こんな発言を私がしたら、農業委員会の意見としてまとめてあの委員がこういうことを言うてはるから、皆さん賛同して、じゃあこれは拒否してもらいましょうっていうような話になるんかな。今回もう一回考えてもらいましょうっていうようになるんかなと思うてね。

農業委員の一日立会人として行く責任もかなり重いと思うて、その地域のことでも分からん人間が、何で自分の地域の農業委員が心配してくれるのって、そんな話になって、もうみんなが賛成しとるやないか、こういう話になってしもうたら、その農業委員会で今意見集約して、もう一回こうやって出しましたやんと言うたときに、農林水産課、これ最終決断というの、どうやって判断するんかな。

議長　　今の意見が出てますが、これこの中で言うっていうんやなくて、そのご意見を踏まえて、農林水産課と事務局とでちょっと検討していただいて、実際、農林水産課、本来はここへ来てもらって、この意見を聞いてもらわんと、農林水産課は全然関わってへん、ここだけでえらい問題をやっているような感じがするので、ちょっとそういうものは検討していただけるように事務局にお願いしたいと思うんですけど、どうですか。

事務局長　　今日もそういった意見を伺いたいと思ってました。結局は総会に諮って、受けていただく案件です。ただ、今までこんなにたくさん印鑑を押してから来るとは、正直事務局は知らなかったんです。農林水産課が入ってませんでしたので、それで議案に諮っていたという。何か僕ら、こんなたくさん印鑑を押してもらうのを知らんまま議案で諮っていたということなんで。今回、初めてこれを調べ出してそれが分かって、それで以前、大規模な除外があって、委員さんが替わられる、やっぱりこんなんは除外のときに話し合うべきやというような意見もあったというふうに聞いておりますので、今回、それであれば、現地を見んと、紙だけで議決するのもどうかと思って、今回協議として、今日決めるのではなくて、皆さんのご意見を伺いたいと思って、この場に上げさせていただきました。たくさんご意見いただいて、今日よかったです。本当にありがとうございます。おっしゃるとおりというふうに思いましたんで、今会長がおっしゃったように、農林水産課と一度その辺

のところも一度話をしたいと思いますので、皆さん、そのときまたご意見を頂戴できればと、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ちょっとそういうことで、時間いただいて、また別途説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委 員 　　こんなんぼんと出すん違うて、やっぱり役員会を通してから、役員さんにもんでもらうて。

事 務 局 　　役員会にも諮らせていただいています。

議 長 　　そういうことで、一応皆さんのご意見をお聞きしましたので、よろしくお願いします。

　　それでは、協議事項No.1については、これで終了します。

　　続きまして、協議事項2、農地利用最適化推進委員の定数についてを議題といたします。

議 長 　　お手元の資料2-1、2-2をお願いします。

　　本日の総会の前に、第26期大津市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の選任に係る第4回委員定数検討会を開催し、お手元の資料のとおり、検討会として、市議会に提出する大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の改正案を決定し、このことに伴う第26期大津市農業委員会における農地利用最適化推進委員の担当区域の案を決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

　　これら市議会に提出する条例改正案等につきましては、8月の定例総会にお諮りする予定であります。

　　さて、前回の総会の後で、私からブロックごとの推進委員定数の検討についてご報告いたしましたが、事務局から、その後、定数に関するご意見等が寄せられていると報告を受けました。このことから、農地利用最適化推進委員の定数についての根拠法令や、なぜ定数を20人としたか等についてご確認いただきたいと考え、協議事項として本総会の議題といたします。

　　それでは、農地利用最適化推進委員の定数についての根拠法令等について、事務局の説明を求めます。

事務局長 　　それでは、「資料2-3」をお願いします。農地利用最適化推進委員の定数に関して、ご説明申し上げます。

　　まずは、誠に申し訳ございませんが、「訂正とお詫び」がございます。

　　これまで、お伝えいたしておりました。「農地面積 1,990haが公表されている統計データの出典について」であります、「農林業センサス」と申し上げていたのは誤りで、正しくは「農林水産省が公表している作物統計調

査の令和6年産市町村別データ」でございます。

訂正してお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

次に項番2、「これまでに、農地利用最適化推進委員の定数が見直されてこなかったことについて」であります。本来であれば、これまでの改選時も定数を見直す必要があったと考えられますが、25期に入ってから、見直しを行う必要があることに気付いたため、今回は正を行おうとするものです。

さて次に、3の「農地利用最適化推進委員の定数についての根拠法令等の確認」についてありますが、農業委員会等に関する法律、第18条第2項では、「推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。」と規定されています。

その、政令で定める基準ですが、農業委員会等に関する法律施行令、第8条では、「法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下であることとする。」と規定されています。

なお、同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、農業委員会の区域内の地勢等の地理的条件その他の状況が、農地等の利用の最適化の推進が困難なものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合には、当該農業委員会の推進委員の定数は、同項に規定する数にその数を限度として農地等の利用の最適化の推進の状況を勘案して市町村が必要と認める数を加えて得た数の範囲内で定めることができる。」と、定数上限の緩和の特例が設けられています。

2ページをお願いします。

その、緩和の特例となる「農林水産省令で定める要件」は、農業委員会等に関する法律施行規則、第10条の2、第1項では、「令第八条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。」とされ、第1号では、「農業委員会の区域について、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令、第一条第一項第一号に掲げる要件に該当すること。」。

第2号では、「その区域内に都市計画法 第五条の規定により指定された都市計画区域を含む農業委員会にあっては、区域内の総土地面積のうち農地面積の占める比率が百分の十五未満であり、農地がその区域内に著しく散在していると認められること。」とされており、いずれも該当いたしません。

なお、資料には掲載しておりませんが、参考といたしまして、第1号の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令 第一条第一項第一号に掲げる要件とは、本市の区域全体で、次の3つのいずれかに該当する必要があります。

1つ目は、「区域内の田の面積のうち勾配1/20(約2.9度)以上の田の面

積の割合が50%以上であり、かつ、総田面積が総耕地面積の33%以上であること。2つ目は、区域内の畑の面積のうち勾配15度以上の畑の面積割合が50%以上であり、かつ、総畑面積が総耕地面積の33%以上であること。3つ目は、区域内の林野率が75%以上であることです。

2 ページの中段は、「大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の第3条」に規定されている「農地利用最適化推進委員の定数」について記載しております。

次に、全国農業会議所が発行している「新制度の農業委員会に関するQ&A」に推進委員の定数についての記載があり、「Q111に 推進委員の定数は、何を基準に定めるのか」とあり、答えとして、「推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従って、市町村の条例で定めることとされています」とされ、解説の下の波線の所ですが、「なお、定数の基準となる農地面積は、推進委員の定数条例を定めようとする時点において当該市町村が有する最新の資料によるべきです。」とされています。

3ページをお願いします。

さて、4の「定数の基準となる農地面積についての検討」についてであります。本市の最新の農地面積で、「公表されている最新の農地面積」は、農林水産省が公表している作物統計調査の令和6年産市町村別データである、1,990haです。

一方で、②ですが、「公表していない農地面積」として、農家台帳の面積があります。この、農家台帳の面積は、データのとり方や時点によって数値が変動し、例えば、6月24日時点で、課税農地で抽出した場合は、2,135ha、登記地目が田、畑で抽出した場合は、2,855haであり、他にも抽出条件によって異なった数値が導き出されます。

(2)ですが、定数の基準となる農地面積を、公表されている最新の農地面積である1,990haとした理由であります。1つ目として、公表されており、市民の理解を得られやすいこと。2つ目として、滋賀県から交付を受ける機構集積支援事業費補助金等の公金を扱う算定根拠にこの公表されている数値が用いられていること。3つ目として、今後、定数を見直す毎に、農家台帳の面積を都合に合わせた条件で抽出し、定数の基準にすることは、一貫性がなく、市民への説明が困難であること、であります。

以上、雑駁な説明となり、恐縮ではございますが、説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございます。

説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございますか。

委 員

すいません、先ほどおっしゃってました、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第1条第1項1号ていうの

が、文言がどこを調べても分からないんですけど、こういった条文ですか。

事務局長 特定農山村地域と農林業等の活性化による基盤整備の促進に関する法律の施行令ですね。

委 員 はい。

事務局長 ご質問のは第1条のところでございます。

委 員 これに掲げる要件に該当することってなってますけど、これに該当しないとおっしゃってたんですけど。

事務局長 市全体がこれに該当する必要があるということです。

委 員 この詳細が書かれてないので、ほんまに市全体なのっていう。

事務局長 市全体がこれに該当しない、はい、そうです。

委 員 うん、詳細を見せていただけますか。ここに書いてへんし。

事務局長 今おっしゃっていただいた地域で、例えば大津市全体ではなくて、ある特定の地域だけでしたら、該当してるところがあります。例えば小松地域とか、この地域だったと思います。特定の地域だけ、該当する地域はあるんですけど、大津市全体の区域内ということになります。

委 員 すいません。ちょっと悪いけど、読んでいただいている間に、私からも教えていただきたいことがありまして、この3ページの基準とする農地面積の下の理由というところもありまして、そこに一番下に、③のところに、定数を見直すところに農家台帳の面積を都合に合わせた条件で抽出しというて書いてあるんですけど、これは私もう一つぴんところへんのですけどね。なぜかという、一定例えばこの農家台帳の面積については、こういうルールで算定します、あるいは積算しますという、そういうものが一定あるべきやろうなと思うているんです。これを見ると、都合に合わせてところろ変えるということについては、いかがなものかなというふうに思うたんですよ。それはどうなんですか。

事務局長 要するに、データ抽出というのは、この条件で抽出せよということですと、いろんな数字が出てきます。例えば先ほど言いましたとおり、課税農地で抽出した場合という条件を出すと2,135haで、登記地目でいこうかということで、それ出すと2,855haで、例えば推進委員の数をこの数字に合わせ

て上げるということで操作して出すことはできます。そういったことで、なかなか説明がしづらいのかなというふうに思います。

委 員 今の局長さんの説明やと、時にはこの項目で検索する、あるいは違うときにはこの項目で検索する、そうすると数値が変わってくるから、そのほうがええという、そういうことやという説明をいただいたんですけど、仮にこういうことをするんやったら、いつの時点であったとしても、このルールで行くんやという、そういうものでないと、この理由というのは、いかにも私らみたいにもう一つよく分かってない者が見ると、都合に合わせた条件なんてなことは、一貫性というか継続性、連続性がないということからすると、これはおかしいんちゃうかなという気がするんです。

それともう一つ、農家台帳については、公表されてないというふうにここ、①に書いていただいているんですけども、勉強不足で申し訳ないんですが、これは公表してはいけないものなんですね。

事務局長 いや、別にそうではないです。移動しますので、毎日のように変わりますので。毎日公表しないといけない。

委 員 分かりました。じゃあ、半年に1回、1年に1回、公表することは可能なんですね。

事務局長 はい、可能やと思います。

委 員 分かりました。

委 員 その間にちょっと1つよろしい。何でも質問していい。

議 長 どうぞ。

委 員 ということは、要はいつから次の人を選任していかならん。私のところはいろいろ事前に協議をして決めていくようにしてあるんですよ。これは7月20日ということは、それまで議会を通して、それは運営されるのかというのは分かりませんが、要はいつからこの選任について話が地元としてできるかということをちょっとお聞きしたいんですけども。

事 務 局 11月議会に諮ります。12月の末には変更というか、決定します。これは7月20日から変更します。これを確定させる議決を得られますので、もうそのときから7月20日に、こうしてしゃべってもええということになります。

委 員 そうすると、12月のその議会終了後ですか、それからスタートということ

になるわけですね。

事務局 公には7月20日から変わりますという決定がそのタイミングになりますので。

委員 12月を待つということになるんですね。

事務局 そうなります。

委員 去年、前回も言うてます、12月の初めぐらいからいろいろ議論されて。

事務局長 すいません、農業委員会としては、議決は12月でございますけども、今度の総会でこういう議案を出しますという議決をいただきますので、農業委員会としては、そういう議案を出したということはおっしゃっていただいても大丈夫やと思います。

委員 そこで、これ公募、一般公募ですね、基本。その公募をされるのはいつ。それがスタートでないんですか。

事務局 公募は来年、1か月程度の期間をもってさせていただきますので。

委員 来年。

事務局 来年に入ってからです。

委員 ということは、それからですから、我々も動けないということになるんですかね。

要は、何が言いたいかといいますと、年が明けますと、いろんな役員の選任が地元にあります、農業委員が後から出てくると、選任する人がなかなか出てこないんですけど。ですから、早めにやっていただかないと、役員改選の時期、1月からどこの町も同じなんですけども、我々は特に人口が減っている、やり手がないということなんで、そういうことは早めにやっていただかないと、決まるものも決まらないということをちょっと前提にしっかり考えていただきたいですし、特に我々、認定農業者の役員でしかあかんというようなことを言われてますので、特定されてきますので、特に選任については問題になる可能性があるんで、よろしく願いしたいと思います。

議長 ちょっとよろしいですか。

私が今回、農業委員になるときに、公募してというのは、さっき言うてはったみたいに1か月ほどあるんですけど、農業委員というのは、自分のとこ

の代表ですので、その地元では、今度総会の際に提出する、議会のほうへ諮ってもらう、議決された段階で、今度は農業委員、どこのエリア、推進委員、どこのエリアということをおお体もう分かると思うんです。ほんで、それによって地元のほうで、表立ってはあれですけども、地元の誰にしようかという話は進んでいましたので、それと同じような状況になるのかなというふうには思いますけど、当然、なる人がいなければ、そこ空白になるわけですから、ちょっとその辺は農業委員会のほうでそういう話を審議会のほうに答申するに当たって、その時点である程度の範囲は分かると思いますので、そういう対応でもいいのかなというふうには思います。西村さんの場合は、そんなことなかったですか。

委員　　いや、前回は12月に話があって、それから調整をし出して、各町で指示をするんですけど、なかなか決まらないんです、現実はいね。ですから、それも地元の役員改選、いろんな時期と重なり合いますので、特になかなか難しかったです。特に私どもは、いわゆる認定農業者から選出なさいと、選出してくれと、委員会での公募にも書いてないんですけど、そういう前提があるので、特になかなか決まらなかったということで、早め早めにやっていたくというのは。

ちなみに、民生委員なんか丸々1年前からやってはるんですよ。今回、前回早かったと思います。丸々1年。11月改選ですけど、前年度の11月からやってはります。それぐらいでないと、なかなか少数の学区については、なかなか出ないんですよ、基本的な話。ですから、早めに言っていただいて、公募とリンクした形でやっていけるようにしていただきたいというのが私の要望です。

議長　　公募とリンクする。

委員　　いやいや、ですからそれはフライングできませんやんか、公募より先にやっているのが分かったら、それは具合悪いですやろ。

議長　　でも、地元で話をしないと、前へ進まないんじゃないですか。

委員　　そうです。ですから、その話を。ですから、何で5月議会に諮らへんかったんかなというのはあるんですけど。5月議会に諮られたら、もっと早くから対応できますんでね。

ちょっと私とこはそういうような特別理由があるので、そういうことを加味して要望に替えたいと思います。

事務局長　　すいません。それぞれ地元のほうでご事情あると思うんですけども、定例総会でいろいろと事務局のほうからお願いに行ったりとか、地元のほうへ調

整をそろそろ始めてくださいというようなお願いをしようと思ってます。
以上です。

委 員 よろしいですか。

議 長 はい。

委 員 今、いつ頃、答申は出てくるかというたら、前の例では、前回の例では、年明け早々に要するに募集要領みたいなのを出していただいて、各市民センターとか、要するにＪＡの窓口にも、その募集要領なんかを配布されて、実際、農業委員と推進委員の指名報告ということになったら、推進委員を提出というのが３月の末日を期して出してくれというようなことを記憶しているんですけども、それは今回も変わりませんか。

事務局長 今回も今のところの大まかな案でございますけども、今回、募集議案を１２月に総会で諮らせていただいて、それで「広報おおつ」の２月１日号に農業委員会推進委員の募集の、２月１日号に掲載をしようと思っております。２月の前半ぐらいから募集を開始して、おおむね１か月間、募集をしまして、３月の前半には募集を締め切って、そこから要件確認、３月に募集を締め切りましたら、農業委員さんも推進委員さんも要件の確認をさせていただいて、多分５月の半ば、一番最初ぐらいに選考委員会を別に組織しまして、これは全く違う方で組織させていただいて、最終選考は５月末というような形になります。そのぐらいの日程でございます。

委 員 分かりました。そうすると、３月上旬に締切りで、その指名報告せんといかんということですか、農業委員会にね。分かりました。

委 員 ちょっと分かりづらいな。我々が動けるのは２月１日からということですか。

委 員 もう今からです。

委 員 新しいこの定数も変えられてないのに、今から動けないです。

委 員 もう今から動いてます。もううちら、１名削らなあかんで、今から動いてます。誰かが仕切らな動けへんわな。

委 員 いや、それはあれですか、農業委員会事務局から指示がなくても、勝手に動いているということですか。

委 員 それは個人の判断でいいんじゃないですか。

委 員 個人の判断でですか。

議 長 地域にその方がおられる、おられないという部分もありますし、誰をなってもらおうかなという話、今度改選があるというのは分かっているんで、その辺でやっぱり地元で話を進めていっていただいたほうがありがたいかなと思います。

委 員 私は、一般公募がなけりゃあ、それはそれで置いときますと。そやから、一般公募を後にして、先に自分とこの調整で決めとったっていうのが公に分かったら、それはやっぱり少し問題やないんですか。どないですか。基本おかしいと思いますけど。

事務局長 推薦をしていただく方は、調整を始めていただいてもいいのかなというふうには思いますけども。推薦をしていただく方は。

議 長 その辺は、ちょっと地元のほうと相談はしていただくのが一番いいかなというふうに思いますけれど、いかがですか。元農業委員さんの経験者がおられますでしょう、その辺でちょっと対応していただくといいのかなというふうに思ったりしますけど。

委 員 分かりました。了解しました。今からまた立候補者を探すように段取りさせていただきます。

議 長 貴重なご意見ありがとうございました。
それでは、協議事項2については、これで終了します。
すいません、〇〇委員、いかがですか。

委 員 分かりました。先ほどのこの法令ですけれども、要するに農水省が発表している急傾斜地20分の1以上の勾配が、この大津市の農地の50%以上ないとあかんと、それがこの第1条第1項第1号に記載してある文言なんですね。この特定農山村地域っていうのは、旧市町村の仰木村全域、ですから今の仰木町と仰木の里町、仰木の里東、全部この特定農山村地域には指定をいただいています、国から。そこで、それプラスの大津市内の中山間の直払いをもらってはるところは全部急傾斜地なので、それが16か所あります。そこを全部ひっくるめたら、言うてた1,990haの半分行かんかなと思って、いろいろ頭、計算してたんですけど、ちょっと届かへんのかなって思うところが正直なところです。

ですから、その青地のところで、大津市内で実際16か所、中山間の直払いを

もろうてはるっていうことは、そんだけこの急傾斜地がある。すなわち仰木だけでも180haほどあるんです。これの対象地。伊香立も南庄、生津、北在地から云々かんぬんを拾えたら、かなりの面積あるだけ、稼げるし、これいけるし、この特例を使うて定数もあと2人増やそうかなって言うてもらえへんかなと思ったんですけど、正式なやつは農林水産課に聞かんと、面積が今すぐ出てこうへんので、すみません、何とも言えないんですけど。ぱっと思えば、いけへんのかなと思ったんですけどね。

議長 ありがとうございます。

委員 この1,990を取るとしても。でも、ここはさっき委員がおっしゃってたように、農家台帳を基にして取るのんで、大津市は決めてますっていう案でいったら、2,135っていうのんを取ったら、22人の定数で行けるわけですよんか。これが大津市のルールですっていうて明言してくれはったら。ほんなら、それをこの22人でいけるということは、今よりも2人減で済む。

ですから、推進委員の方々って、我々農業委員と一緒に地元の人との意見交換であったり、意見の吸い上げであったり、いろんな調整役をしててくれてくれてはる、その推進委員さんが、いきなりもう4か所減ってしまうってなったら、ほんまに現場で動いてくれてはる人が少なくなるっていうのんは、非常に農業委員会としたら痛いなと思いましたし、それを2人で済むんやったら、農業委員会としてのメリットのほうが大きいと思うんです。そのままもう、現に事務局がおっしゃるように1,990haで取るんやって言わはって、20人しかありません、定数24から20に減らしますっていうのは簡単やと思うんですけど、実際現場でいろんな調整役をしてもろうたり、いろんな人との意見交換であったり、意見を吸い上げててもろうたり、僕らに報告してもろうたりっていう実動、動いてくれてはる人が一人でも多いほうが、この大津市農業委員会としたらメリットがあるんちゃうかなと思ったんで、少しでもメリットがある数字が取れるんやったら、この農業委員会の農家台帳の面積で大津市農業委員会の定数は決めてますって言って公表してもろうたほうのんがメリットがあるん違うかなと思うんですけど。

議長 これは国のほうから言われたことに従ってるんよね。

事務局長 最終の数値というのは、これにしなさいというのは決まってないです。ただ、一番説明がしやすいデータ、状況も踏まえまして、この数字を挙げさせていただきました。それでご説明申し上げてきたということになります。

議長 検討委員さんに対してのその説明はあって、異論はなかったもので、そのように対応をさせてもらうことにしました。確かに〇〇委員の言われるのも一理あるというふうには思いますけれども、なかなか面積基準のその辺を考

えますと、検討委員皆さんが、そのように判断されたと思いますんで。

委 員 よろしいですか。

前局長、次長から引き継いで、今新しい局長も引き継いで、引継ぎ事項の中でやっているっていう話も聞いたんですけど、これ每期每期、要するにこの定数見直しなんかもしてましたんですかね、今までしとる中で。

事務局長 いや、それができてなかった。

委 員 これ今、私、長いことやらせてもろっているけども、一番最初、長ったらしい農地最適化推進委員っていうのが出てきたのが、これたしか平成29年度ね。そのとき、私も市街化区域の人間で農地最適化推進委員って置く必要あるもんかいなと、市街化区域なんか、農業委員2人だけおったら構へんがなというて、何でこんな役に立つ農業委員を減らして、農地最適化推進委員を何で置くんやというようなことを、その当時の次長さんや、実際は事務レベルで頑張ってくれてはる人に対してそんな意見を言うたことあるんやけど、そのとき、ほんで平成29年度と記憶しているんですけども、そこからほんで今、今回まで見直しができてへんっていうことですかね。

事務局長 私も同じことを思いまして、いろいろ調べてみました。この引継ぎ事項ということで、私も次長もそれぞれ定数の見直しを検討するということということで引継ぎがありまして、実際のところ、見直しは今までなされていません。ただ、引き継いだ限りには、見直さないわけにはいかないと思いますので、今回上げさせていただいた次第でございます。

委 員 見直しを引き継いでいるということは、そしたら当初の算定した数字は多過ぎたということなんですか。

事務局長 そうではなく、農地の面積が3年ごとに見ると減ってきているのです。

委 員 要するに農地の減少とともに、やっぱりそれに応じたような定数配置をしていかなあかんから、本来なら1期ごとにやっていくべきやったけども、それがしばらくの間はできてなかったと、こういう解釈でよろしいですな。

事 務 局 はい。

委 員 4条5条でどんどん農地は減っていつてますやんか。それやったら分かるわ。最初的时候に積み過ぎていると、そんな話でないわけですよ。

大津市内の農地が減ってきただけに、減らされるべきなんですけど、今まで見直しをしてへんかって、罰則も何もないんでしょうか。

今まで来てたでしょう。僕やったら、しれっと今までの定数そのまま、しれっと行けへんのかなと思うんですけど。

議 長 そういう引継ぎもありましたので、今回、そういうふうになって、話をするようになりました。

貴重なご意見ありがとうございます。いろいろとご質問をいただきました。次回の8月に議題として上げさせていただいていますので、皆さん、ご判断、またよろしく願いいたします。

そうしましたら、マイクを司会のほうにお渡しします。

副 会 長 長時間にわたるご審議ありがとうございました。

以上をもちまして第26回定例総会の全ての議案、報告、協議事項を終了いたします。

議事録署名委員

議 長（濱田 博之 委員）

印

委 員（音島 義孝 委員）

印

委 員（大伴 四郎左衛門 委員）

印